

大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き 資料編

防災マニュアル作成の心得

～こどもたちの安全のために～



大阪市こども青少年局

令和5年1月（令和8年8月一部改訂）

「大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き」の構成

本手引きは、以下の3部構成となっています。

※この冊子は **資料編** です。

本編 1 大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン

令和4年12月に本市において策定（令和8年6月改定（補記あり））したもので、大阪市内の保育所等における、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応について定めたものです。

本編 2 大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き

施設において、ガイドラインの内容を踏まえた防災マニュアルの作成にあたり、すでに作成されている「非常災害対策計画」及び「避難確保計画」の様式をベースとして、追加で作成すべき項目等を整理して示しています。

資料編 防災マニュアル作成の心得 ～子どもたちの安全のために～

防災マニュアルには、災害発生時に職員が的確に行動できるよう、様々な項目を規定する必要がありますが、①事前の対応（備える）、②発生時の対応（命を守る）、③事後の対応（立て直す）、と災害発生前後に分けて整理することで、取り組むべきことが整理しやすくなります。資料編は、災害対応をこれらの時系列で整理し、マニュアル作成に役立つ情報やポイント、過去の災害に関連したコラムなどを盛り込んだものとなっています。マニュアルの作成や見直しの際に参考にいただき、更に施設内研修の資料や読み物としても広くご活用ください。

も く じ

資料編

1 事前の対応（備える）

1－1 組織体制

- （１）防災対応組織 1
- （２）保育者等の参集基準 1
- （３）関係機関との連絡体制 2

1－2 災害時の避難に備える

- （１）自施設を中心とした「災害の種類」を知る 5
- （２）避難訓練について 5
- （３）訓練の内容 5
- （４）防災マップの作成 7
- （５）施設設備の安全点検 7
- （６）災害時の被害状況の把握 7
- （７）非常持ち出し品と備蓄物資 8

2 発生時の対応（命を守る）

2－1 災害発生時の具体的な対応

- （１）風水害への対策 10
- （２）地震への対策 15
- （３）火災への対策 22
- （４）落雷・竜巻への対策 24

2－2 こどもの保護者への引き渡し 27

3 事後の対応（立て直す）

3－1 保育の再開に向けて

- （１）主な確認事項28
- （２）法人との連絡調整28
- （３）行政機関への報告・相談29
- （４）応急保育29
- （５）具体的な配慮事項30

3－2 こどもと保育者の心のケア

- （１）こどもの心身の反応31
- （２）災害時のこどもへの対応32
- （３）保育者の心のケア35

4 災害時の給食管理36

- （１）組織体制37
- （２）食事の提供38
- （３）衛生管理42
- （４）発災後の外部との連携43
- （５）再開43
- （６）訓練等43
- （７）フェーズによる食事提供44



1 事前の対応（備える）

災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるためには、過去の災害による尊い教訓を活かし、日ごろの備えを万全にしておくことが重要です。まずは自施設の立地条件を把握し、起こりうる災害について予測しましょう。

本編 2 p.69 資料 8

1－1 組織体制

（１）防災対応組織

災害時の対応においては、職員一人ひとりが、いかに迅速かつ適切な判断や行動ができるかが重要となります。組織として対応できる体制を整備し、避難訓練や研修を通して、職員は各自の役割を認識するとともに、いざという時に的確な判断と主体的な行動及び報告ができるよう役割分担表を作成・周知し、想定される一人ひとりの役割を明確にしておくことが重要です。

本編 2 p.64 資料 1



- ◆ 組織の責任者と、その代行順位を明確にしておきましょう。
- ◆ 実際に分担された役割で避難訓練を行っておきましょう。

（２）保育者等の参集基準

風水害、地震・津波の発生時に、必要な対応を円滑に実施するため、発表される情報等に応じた保育者等の参集基準表を作成し、あらかじめ保育者等で確認しておく必要があります。

本編 2 p.65 資料 2・3

＝職員の参集基準＝

- 休暇等で勤務していない場合は、参集基準に基づき職場に向かう
- 移動時間等経路の確認を予め行っておく
- 休日・夜間等の参集基準も決めておく
- 職員で小学生以下のこどもがいる、高齢の父母との同居、その他家族や家庭の状況等をふまえ、施設での勤務ルールを検討しておく
- 参集体制が長期となる場合、職員間で交代し一時帰宅等を検討する

＝職員の移動時間＝

職員は、交通機関が途絶した場合を想定し、自宅から各施設や事前に定めた参集場所までの移動経路と所要時間を確認しておきます。

本編 2 p.67 資料 5

災害時には道路が寸断されることもあるので、複数の経路と移動手段を確認しておく必要があります。



参集前には以下をチェックしましょう。

- ◆ 自分自身及び家族の安全を守る。

あらかじめ、職員の安否確認の方法（メール等）について定めるのは有効です。災害発生直後に出勤可能な職員数を把握しても、職員自身や家族の負傷、自宅に被害がある場合など、出勤できない場合もあります。まずは自分自身及び家族の安全を確保してください。

- ◆ 火元（ガスの元栓、電気のブレーカー）の確認をする。
- ◆ テレビ・ラジオ等により情報を収集する。
- ◆ 職員の緊急連絡網を確認する。

（３）関係機関との連絡体制

=119番通報=

火災や救急要請等の緊急時にも、慌てず相手に正確な情報を伝えられるように、119番の通報例を作成し、事務所等の電話の近くのよく見えるところに貼っておきます。



本編2 p.68 資料6

=関係機関への緊急連絡体制・防災関係機関連絡先=

災害が発生した場合は、保護者や大阪市こども青少年局等関係機関に対して、被害状況や安否等の情報を報告する必要があります。

災害発生時に混乱しないよう連絡先を取りまとめた緊急連絡体制表や連絡先一覧表を作成し、施設内の誰もが見える場所に貼っておきます。

児童福祉施設等災害時情報共有システムについて

災害発生後の被災状況について、人的被害や建物被害等を市へ報告してください。

報告にあたっては、「児童福祉施設等災害時情報共有システム（以下「国システム」という。）」より「被災状況報告指示」が発せられた場合は、国システムから、国システムに登録されている各施設・事業所のメールアドレス宛にメールが送信されるため、メール本文に記載のURLよりアクセスし、定められた期間内に被災状況を報告してください。被害がない場合でも、被害がないことを報告してください。

（施設の被災状況把握のための報告であり、支援を補償するものではありませんので、あらかじめご了承ください。）

=情報の入手方法=

災害時に正しい方策を検討するためには、正確な情報を収集することが必要です。状況を見極めるためにも、複数の情報源を活用することが重要です。

収集する情報	収集方法
気象情報	ラジオ、インターネット
洪水情報	緊急速報メール、インターネット
警戒レベル3・警戒レベル4	防災行政無線（防災スピーカー）、ラジオ、インターネット、 緊急速報メール
市内の状況・避難所の状況	防災行政無線（防災スピーカー）、近隣からの情報
災害時の避難指示や 避難所開設情報などの確認	大阪市防災アプリ  https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html
要配慮者利用施設等への防 災情報メール（登録制）	https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000337945.html

- ◇ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ◇ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等を施設内から確認する。
- ◇ 緊急連絡網等により、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。

=保護者への伝達方法=

災害発生時の保護者への情報伝達や、安全なこどもの引き渡しのためには、保護者の理解と協力が必要不可欠です。そのため、保護者に対しては複数の連絡手段を事前に周知しておくとともに、避難場所や避難経路、引き渡し方法など、災害時に自施設が行う対応について、入園時の説明会や年度初めの懇談会、おたより等様々な機会を利用して、保護者に丁寧な説明を行い、理解を得ておく必要があります。

いざという時のために、保護者には常に新しい連絡先を登録するよう、協力を求めます。

また、保護者側からも、災害時の安否状況を施設に報告してもらうよう依頼しておきます。

<連絡手段>

本編 2 p.79～82

- 緊急メール等（施設からの一斉送信）の発信

資料18・19・20・21

→迅速に情報を伝えられるように、いくつかの事態を想定した定型文を用意しておく

- 保育補助管理システム
- 自施設や地域施設の掲示板などへの貼り紙
- NTT災害用伝言ダイヤル「171」
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>



- NTT災害用伝言板インターネット（web171）
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>



<保護者への引き渡し方法>

引き渡しカード等を作成しておき、災害時に迎えに来ることができる保護者等を把握しておきます。

（参照p.27）

本編 2 p.83 資料22・23



最低でも年に1回、保護者参加の避難訓練を行い、伝達方法等を確認しておくことは、万一の備えにもつながります。

= 地域との協力関係 =

東日本大震災の際にも、近隣住民と一緒に避難して助かった事例が数多くあったと言われています。

日頃から地域と連携するという意味においても、区や地域主催の防災訓練に保育施設として参加するなどの取組みは、大変重要なことです。

また、各区の防災マップを入手し、区別・地域別の防災計画等を学ぶとともに、地域の協力園や協力者のリストを作成しておきます。

◇ 大阪市水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



地域との関係を築くために・・・

- ◆ 近所（例：向う三軒両隣り）、町会長、避難場所や消防の関係者などに、毎月の保育園だよりを配付するなどし、挨拶に回りましょう。
- ◆ 自治会の会合や合同避難訓練など、地域の催しに積極的に参加しましょう。
- ◆ 近くの保育園同士でも交流しておくと、よりよいでしょう。

1－2 災害時の避難に備える

（１）自施設を中心とした「災害の種類」を知る

施設の立地特性によって、災害時の危険は異なります。大阪市ハザードマップ等を入手し、実際に職員や子どもと歩くことで危険箇所や避難経路を確認しておきます。

本編 2 p.69 資料8

（２）避難訓練について

災害が発生した場合、職員は的確な判断と適切な行動をとり、子どもの安全を確保し、被害を最小限にとどめることができるよう、日頃から訓練を実施します。

そのために、避難訓練年間計画を作成し、職員等の共通理解のもと訓練を行うことが重要です。

本編 2 p.70.71 資料9・10

繰り返し訓練をすることで災害時の対処法が身につきます。「もしも」の時に、あわてず、あせらず対処して、事故を未然に防ぐようにします。

（３）訓練の内容

消防計画（避難・初期消火訓練年間計画表、自衛消防組織・隊編成表）の作成及び定期的（年2回以上）な訓練の実施は、「消防法」（消防法施行令第3条の2第2項）に定められています。

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には、避難及び消火に対する訓練を月1回以上行わなければならないと定められています。

計画作成にあたっては、いろいろな原因・状況・発生場所を想定し、作成しなければなりません。

訓練とは、「災害時の組織体制とその役割」に基づいて、各自の役割分担を明確にし、いざという時、全職員が的確に行動できるようにしておくことです。

消防法施行令 第一章 火災の予防

（防火管理者の責務）

第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

「消防法施行規則」

（防火管理に係る消防計画）第三条第十項

令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

令和5年4月1日付け施行予定の「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」の改正において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定が必要となってきます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）

※令和5年4月1日改正施行

（業務継続計画の策定等）

第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<訓練の種類>

日頃から、さまざまな原因・状況・発生場所を想定し訓練を行うことが重要です。状況に応じた的確な判断のもと、職員が落ち着いた行動を取ることがこどもに安心感を与え、そのことが安全な避難につながります。

- ◎ 災害別・保育の状況別に作成したフローチャート訓練 ◎ 避難誘導訓練
- ◎ 救出救護訓練 ◎ 初期消火訓練 ◎ 出火防止訓練 ◎ 通報訓練
- ◎ こどもの引き渡し訓練 ◎ 緊急時給食対応訓練 ◎ その他

<訓練について>

様々なケースを想定し訓練することによって、日常では気がつかない危険や問題点が見えてきます。

- 訓練や点検を行ったあとは、職員間で必ず振り返ります。
- 普段の保育では気づかない潜在的なリスクや課題を明らかにして、みんなで解決策を話し合います。

こどもにとっても、避難訓練や防災教育は自己を守るために必要な行動や知識を学ぶ大切な機会です。また、保護者とも引き渡しや保育補助管理システムを活用した訓練等を実施し、保護者の防災意識の向上に努めてください。



<避難訓練年間計画の作成にあたっての留意点>

- 年間を通して指導計画の中に位置づける。
- さまざまな時間帯や場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する。
 - 〔土曜日〕〔登園・降園〕〔食事・睡眠〕〔園外活動・散歩〕
 - 〔早朝・長時間・延長保育〕〔施設長（主任）不在〕〔特別事業〕等
- 全保育者等で計画の内容や役割分担等について協議し、発生からこどもの引き渡しまでを確認する。

本編 2 p.64,78,83 資料 1・17・23

（４）防災マップの作成

＝施設内経路、避難先一覧＝

災害時に速やかに避難できるよう、あらかじめ施設内の経路図及び避難先の一覧表を作成し、施設内の見やすいところに掲示しておきます。

本編 2 p.72 資料11・12

＝避難先ルート＝

- 所在区の防災計画、大阪市水害ハザードマップ等を活用して災害の種類に応じた避難場所や何階に避難するかを設定する。
- 避難先は様々なケースを想定し複数ルートを確認し、普段より施設周辺を歩くなどして道路状況を知っておく。
- 訓練において、実際の避難場所への避難を経験する。
- 状況によっては施設に留まることも想定する。



避難経路については、被害の状況によっては通行できないなどの可能性もあるため、複数の経路を準備しておきます。

（５）施設設備の安全点検

施設の安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぎ、二次災害防止のためにも重要です。

「施設設備の安全点検チェックリスト」を作成し、日常的に安全点検を行うことが必要です。

本編 2 p.73 資料13

（６）災害時の被害状況の把握

災害時に施設が受けた被害を的確に把握するために、

「災害発生時の被害状況を把握するためのチェックリスト」を

あらかじめ作成しておきます。



本編 2 p.74～75 資料 14

(7) 非常持ち出し品と備蓄物資

大規模な地震や津波が発生した直後は、ライフラインの影響により、食料等の確保が困難になる場合があります。そのため、救援が受けられるまでの間、児童・職員等の生命や生活を維持するため食料等を備蓄しておく必要があります。

食物アレルギー、配慮等が必要なこどもも含め、それぞれの状況にあわせて確保しておきます。

まず、災害用に備えるべき生活用品等の物品をリスト化します。その中から、こどもと一緒にすぐに持ち出さないとけないものを担当ごとに非常時持ち出し用品としてリスト化し、それ以外のものは、災害用物品（備蓄）として保管します。

本編 2 p.76,77 資料15・16

備蓄量について

備蓄量の目安は、最低 3 日分です。

(大阪市避難所に運営にかかる備蓄計画 1.2 事業者の責務)

◆水：こういった状況でも余裕があるにこしたことはありません。

多めに備蓄しておきましょう。

◆物資：状況に応じて、種類ごとに量を考慮しましょう。



大阪市ホームページ 大阪市避難所に運営にかかる備蓄計画

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000571056.html>



- ◆非常用持ち出し袋は、各保育室の持ち出しやすい場所に置いておく。
- ◆備蓄物資を定期的に点検し、最低年 1 回は消費期限を確認し、古いものは交換しておく。
- ◆食物アレルギー他、配慮が必要なこどもに対応した食品や物品等を備蓄しておく。
- ◆事前に保護者と相談しておくことが大切。



2 発生時の対応（命を守る）

2-1 災害発生時の具体的な対応

災害には、ある程度予測ができる台風、強風、豪雨や、予測できない地震や火事、突風などがあり、それぞれの災害に応じた対応が必要です。災害の種類、施設の状況（建物の種類や高さ、エレベーターやバスの有無など）、実施している事業の種類（一時保育、休日保育、子育て支援センターなど）、分園の有無、保育の状況（室内、園庭、プール・水遊び、園外活動、エレベーターに乗っている時、バス乗車時など）によっても、避難の方法は異なるため、それぞれの施設に適した「フローチャート」を、災害別・保育の状況別に作成し、職員間で共有しておきます。事業を実施している施設や、分園がある施設については、本園と一緒に避難するかどうかを、あらかじめ決めておくことも必要です。

災害の事前の対応については、ハード面、ソフト面に分けて考えておくと整理がしやすくなります。

本編 2 p.78 資料17

●フローチャート（作成例）時系列で記入し、職員の役割を明確にします。

（地震）発生！				
時 系 列 で 記 入	こどもの動き	職員の動き		
		リーダー	担任等	給食室
	・机の下に潜るなど身を守る行動をとる ・揺れがおさまったら帽子や防災頭巾を着用する	・地震発生を伝える	・地震発生を伝える ・出口を確保 ・避難経路、避難場所の安全確認	・火災等、二次災害の防止
	・園庭等安全な場所へ避難	●人数把握 ・施設の状況を把握し、職員へ指示を出す ・情報収集。他への避難が必要な場合は、避難先の安全確認、避難指示（避難先を掲示）	●人数確認 ・園庭等に誘導 ・非常持ち出し品、非常時引き渡しカード、緊急時薬等の準備	・非常持ち出し品の準備
	※施設内にとどまる場合	●人数把握 ・関係機関へ連絡 ・災害伝言ダイヤル等発信	●人数確認 ・負傷者の確認、応急手当 ・保育の継続	・ライフラインの確認
	※津波発生時等、指定避難場所へ移動する場合	●人数把握 ・関係機関への連絡 ・災害伝言ダイヤル等発信	●人数確認 ・負傷者の確認、応急手当 ・保育の継続	
	・保護者の迎えを待つ	●人数把握 ・関係機関との情報共有	●人数確認 ・避難場所での保育を実施	・避難状況に応じて、食事の提供を行う。 ・食物アレルギーのあるこどもは必ず目印を付け、食事を提供する際は必ず複数確認を行う
	・保護者への引き渡し	・非常時引き渡しカード等で確認し、保護者へ引き渡す	・非常時引き渡しカード等で確認し、保護者へ引き渡す	
	・引き渡し完了	・法人等関係機関へ引き渡し完了を報告		
		・被害状況を確認し、法人等関係機関、「大阪市行政オンラインシステム」にて市へ報告（参照p. 23）		

（１）風水害への対策

台 風

台風は、気象情報等をこまめに入手することで、ある程度の準備ができる災害です。

台風シーズンには、臨時休園の基準を保護者に周知しておく必要があります。



【台風接近時の対応】

〈ハード面〉

- 園庭の遊具は、屋内や物置、物陰に片付ける
- 基礎で固定されていない大型遊具についても、風の影響を受けにくい場所へ移動する
- 簡易な柵、駐輪場の屋根等、屋外にある造作物等で風による破損・倒壊のおそれがあるものは、補強・一時撤去等の対策をとる
- ガラス飛散防止のため、飛散防止シートやテープ等を貼り、カーテンを閉める
- 危険な枝等がある場合は、補強や剪定を行う
- 日除けネットやのぼりなど、風の影響を受ける可能性があるものは外す
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）が途絶えることも予測し対策を考えておく

〈ソフト面〉

- 臨時休園の基準や暴風警報発表時の対応を、職員間で再確認する
- 交通機関の運休等を予測し、職員体制を確保する
- 保護者へ暴風警報発表時の対応を事前に周知する
- 随時、最新の気象情報等を把握する
- 窓からできるだけ離れた場所で過ごす等、こどもの安全確保に努める
- 給食提供等の調整をする

【暴風警報発令時の対応（応急期）】

- 役割分担のもと、職員間で連携し、落ち着いて行動する
- 保護者へ連絡し、速やかにお迎えを依頼する
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 暴風警報解除後は、被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は保育を再開する

➡ 応急期経過後の対応については、p.28以降に掲載しています

本編2 p.81 資料20

水害・豪雨

短時間で非常に強い雨が降るなど、雨の降り方によっては浸水が起こる恐れがあります。

台風や大雨などにより、水害のおそれが高くなった場合などに、大阪市より避難情報が発令されます。どの河川の氾濫により浸水するか、高潮の影響を受けやすいか、地震時には津波の影響を受けるおそれがあるかなど、自施設に想定される被害について①大阪市 水害ハザードマップや②マップナビおおさか等を確認し、避難情報が発令された場合の状況を把握しておきます。

① 大阪市 水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



② マップナビおおさか

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>



「避難確保計画」の作成義務について

大阪市域に所在する要配慮者利用施設（避難行動に時間を要する高齢者やこども等が利用する施設）のうち、高潮や河川氾濫等の水害による浸水想定区域内に所在し、かつ「大阪市地域防災計画資料編（別表）※」に定められた施設は、「水害時の避難確保計画」を作成し、「避難確保計画作成（変更）報告書」「水害に対するセルフチェックシート」とともに大阪市危機管理室へ提出し、職員全員で避難行動を確認しておくことが重要です。（水防法第15条の3）

なお、「非常災害対策計画書（兼避難確保計画書）」を作成すれば、非常災害対策計画書と避難確保計画書の両方を作成したことになります。

（参照 本編2 p.21）

水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>



（掲載内容）

※大阪市地域防災計画資料編（別表）、避難確保計画作成（変更）報告書、
水害時の避難確保計画、水害に対する避難確保計画セルフチェックシート

➡ホームページ内に作成方法を解説した動画（YouTube）も掲載しています

河川氾濫の避難情報対象区域

河川氾濫の避難情報の発令区域に所在する施設は、大阪市ホームページ水害のおそれがあるときの避難情報の発令対象区域に記載されている対象河川ごとの区域を確認し、自施設の状況を把握しておきます。

水害のおそれがあるときの避難情報の発令対象区域

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000271142.html>



「水防法」とは

水防法とは、洪水、雨水出水、津波または高潮に際しての水害を警戒し、防御し、これらによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とした法律です。

「水防法」

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

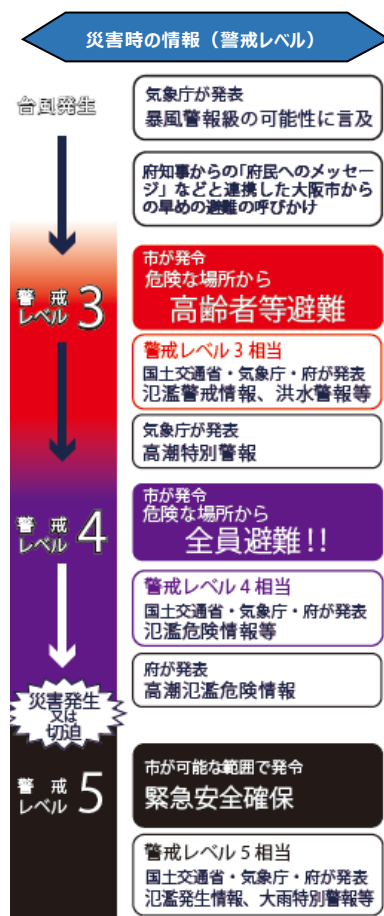
（中略）

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

高 潮

高潮は、地震（津波）と異なり、気象情報等をもとに早めの避難が可能です。大阪市では気象情報などをもとに、避難情報を発令します。あらかじめ決めておいた場所にゆとりを持って避難し、安全を確保しましょう。なお、避難情報を発令する前に、周囲で災害が起こることもありますので、周囲の状況に注意しましょう。



気象庁が発表
暴風警報級の可能性に言及

府知事からの「府民へのメッセージ」などと連携した大阪市からの早めの避難の呼びかけ

市が発令
危険な場所から
高齢者等避難

警戒レベル3相当
国土交通省・気象庁・府が発表
氾濫警戒情報、洪水警報等

気象庁が発表
高潮特別警報

市が発令
危険な場所から
全員避難!!

警戒レベル4相当
国土交通省・気象庁・府が発表
氾濫危険情報等

府が発表
高潮氾濫危険情報

市が可能な範囲で発令
緊急安全確保

警戒レベル5相当
国土交通省・気象庁・府が発表
氾濫発生情報、大雨特別警報等

〔高潮の避難情報発令の対象区域〕

大阪府が想定した浸水区域のうち、床上浸水以上が想定される浸水深 50 センチメートル以上の範囲を基本とします。対象区域は以下の 19 区の全域です。

北区	都島区	福島区	此花区
中央区	西区	港区	大正区
天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区
東淀川区	旭区	城東区	阿倍野区
住之江区	住吉区	西成区	

〔臨時休園判断基準〕

記録的な台風が近づいているときに、大阪市から高潮に関する自主避難の呼びかけがあった場合は、臨時休園となります。

河川や災害の状況により、必ずしもこの順番で情報が出るとは限りません。
状況に応じた柔軟な対応が必要です。

大阪市危機管理室ホームページより

避難の方法（高潮）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000508582.html>



【事前の対応】

〈ハード面〉

- 建物内外及び施設周辺の安全点検を行う
- 急な大雨は、河川や水路の急激な増水があることも予測する
- 土のうや止水板等を準備、側溝、排水溝の点検や、水が溜まらない工夫等を行う
- こどもの安全を確保する（午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝る等）
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）が途絶えることを想定し対策を考えておく

〈ソフト面〉

- 自施設に想定される被害を「水害ハザードマップ」で把握しておく
- 臨時休園の基準や水害時警戒レベルの対応を職員間で再確認する
- 保護者へ水害時の対応を事前に周知する 本編2 p.79,80 資料18・19
- こどもへの防災教育をする
- 随時、最新の河川氾濫等の情報を把握する
- 交通機関の運休等を予測し、職員体制を確保する
- 区役所等関係機関の災害対策を確認し、連携を十分に図っておく



自施設は、垂直避難（建物の３階以上など自施設や近隣の安全な場所に移動・留まる）・水平避難（避難所など指定された安全な場所に移動する）のどちらが良いかを事前に判断しておき、避難予定先を保護者に周知しておきましょう。

【警戒レベル３以上発令時の対応（応急期）】

- こどもの安全を確保しつつ、職員間で連携し役割分担のもと、落ち着いて行動する
- 保護者へ連絡し、速やかにお迎えを要請する 本編2 p.81 資料20
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- マンホールや側溝のふたが外れていることがあるため、周辺の状況を確認し避難する
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 警戒レベル３が解除になった際には、被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する（業者が納品できない場合もある）

➡ 応急期経過後の対応については、p.28以降に掲載しています

(2) 地震への対策

地震

地震は、いつ起こるかわからない災害です。突然の事態に対し、職員が冷静に判断し、行動・指示できるかが何より重要となります。そのためには、日頃の訓練を通し、あわてず行動する力を身につける必要があります。

【事前の対応】

〈ハード面〉

- 建物内外及び施設周辺の安全点検を行う
- 日常的に整理整頓を心掛け、安全な保育環境のための点検を行う
(棚等の転倒により物が散乱して被害につながる危険はないか、高い所の物が落ちてこないか、避難経路をふさいでいないか等)
- ガラスに飛散防止シートやテープ等を貼り、飛散によるケガの防止を図る
- 地震がいつ発生するかもしれないという認識のもと、園外活動等に出向く際も、避難場所や近隣の病院を把握しておく
- 送迎バスの運行コースごとに、周辺にある避難所を確認し、決めておく (参照 p.17)
- ライフライン(電気、水道、ガス、通信等)が途絶えることを想定し対策を考えておく



〈ソフト面〉

- 臨時休園の基準※や、地震発生時の対応を職員間で再確認する
※市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上が観測されたら臨時休園
- 災害発生時の対応と役割分担を決めておく 本編2 p.64 資料1
- 避難訓練(保護者との引き渡しや、送迎バス乗車時等の訓練も含む)を実施し、職員間で評価・反省を行う
- 「大阪市水害ハザードマップ」等で自施設のおかれている状況を把握する
- こどもへの防災教育をする
- 避難の際、食物アレルギーのあるこどもや、配慮が必要なこどもの対応について、職員間で共有しておく

➡食物アレルギーのあるこどもの対応についてはp.41に掲載しています

- 区役所等関係機関の災害対策を確認し、連携を十分に図っておく
- 区の防災マップを入手し、区別・地域別の防災計画等を学ぶとともに、地域の協力施設や協力者のリストを作成しておく 本編2 p.69 資料7
(区や地域主催の防災訓練に保育施設として参加するなど、日ごろから連携を取っておく)

【地震発生時の対応】

- 揺れの状況を判断し、安全な場所にこどもを集め、安全を確保する
- 職員間で連携し役割分担のもと、声を掛け合い、落ち着いて行動する
- 常にこどもの人数を確認する
- 火の元を確認する



➡二次災害で火災が発生した際の対応は、p.22、23に掲載しています

- ガラスの破損や飛散、家具の転倒や物の落下に注意する
- 負傷者の確認をするとともに、応急処置を行い、安全に避難できる方法を判断する

【地震発生後の対応（応急期）】

- 施設の被害状況、周辺の安全確認を行う
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の確認を行う
- 地震の程度、施設の状況、災害情報（火災や津波の発生に関する正確な情報）等を総合的に判断し、自施設に留まるか、避難するかを決定する
- 避難の際には、避難経路の安全を確認して行動する

（建物から離れて移動する、頭上からの落下物に注意する、地割れや液状化の有無を確認する、地面の陥没や隆起等に注意するなど）

- 保護者へ連絡し、速やかにお迎えを要請する
- 交通機関の運行状況等を把握し、職員体制を確保する
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- 休日や時間外に大きな地震が起こった場合も同様に、こども・職員の安否確認、建物被害の状況等を把握する

本編2 p.82資料21

例：こども（家族）の安否やケガの有無、被災状況、居場所、今後の連絡先等

- 地震当日から1日目、2日目についても被害の状況等に応じ、随時、法人等関係機関や「児童福祉施設等災害時情報共有システム」にて市へ連絡する（参照p.2）
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する（業者が納品できない場合もある）

➡応急期経過後の対応については、p.28以降に掲載しています

【状況別の対応例】

《エレベーターに乗っている時》

全てのフロアのボタンを押し、一番近いフロアに止まるようにする。



最近の多くのエレベーターは「地震時管制運転装置」が備わっており、この場合、地震を感知すると自動で一番近い階まで進んで止まりドアが開きます。

この装置は平成21年に設置が義務化されていますが、旧型では備わっていない可能性もあるため、事前に建物の管理会社やエレベーター会社に確認しておきましょう。

《送迎バスに乗っている時》

- ◎急ブレーキをかけずにハンドルをしっかり握り、スピードを落とす
- ◎道路の左側に停車し、揺れがおさまるまで車内で待機する
- ◎地震、火災、津波等の情報を入手する
- ◎避難が必要な場合は、鍵をつけた状態で、ドアロックをかけずに降車する（可能であれば、緊急車両の妨げとならない場所へ駐車し、連絡先メモを車内に残し、車検証を持ち出す）



「バス乗車時の防災マニュアル」も必要です！

- ◆避難の際には、バス内に子どもが残っていないかを必ず確認しましょう。
- ◆送迎バスを利用している施設については、バス乗車時の防災マニュアルやフローチャートを作成し、運転手、保育者等が共有しておく必要があります。訓練を定期的に実施しておきましょう。
- ◆災害発生時は、施設と連絡を取り合い、カーラジオ等で情報収集を行いながら、状況に応じて子どもを安全に避難させます。
- ◆事前に、走行ルート別に避難場所を決めておくとい良いでしょう。



いろいろな場面での対応を考えておきましょう

室内、園庭、プール・水遊び、エレベーターに乗っている時、園外活動、バス乗車中など、施設に応じた様々な場面でのフローチャートを作成し、訓練をしておきましょう。

(参照p.9)

本編2 p.78資料17

津波

南海トラフ地震発生後、国の想定では最も早く1時間50分で、1 mを超える津波の第1波が大阪市に到達するとされています。「津波警報」「大津波警報」発表に伴い、大阪市から避難指示が発令された場合は、あわてずに避難の準備を整え、周囲の状況や避難経路の状況を確認し、速やかに避難してください。

地震時に津波の影響を受けるおそれがあるかどうか、自施設に想定される被害について①大阪市水害ハザードマップや②マップナビおおさか等を確認し、避難情報が発令された場合の状況を把握しておく必要があります。

①大阪市 水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



②マップナビおおさか

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>



津波情報

予想される津波の高さ		警報の名称	みなさんの対応
数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現		
10m 超	巨大	大津波警報 (特別警報)	●できるだけ早く、高いところへ
10m 5m<高さ≤10m			
5m 3m<高さ≤5m			
3m 1m<高さ≤3m	高い	津波警報	●逃げ遅れたら、高い建物、高い場所へ駆け上がる
1m 20cm≤高さ≤1m	(表記しない)	津波注意報	●津波情報に注意してください

大阪市危機管理室ホームページより

〔臨時休園判断基準〕

避難指示該当区域については、「津波警報」「大津波警報」発表に伴い、大阪市から避難指示が発令された場合は、臨時休園となります。

避難指示 該当区域					
北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区
港区	大正区	浪速区	西淀川区	淀川区	旭区
城東区	鶴見区	住之江区	住吉区	西成区	

【事前の対応】

〈ハード面〉

- 園外活動等に出かける場合は、事前に避難ビルを確認しておく（川やマンホールにも注意が必要）
- 送迎バスを運行している施設は、バス乗車中の対応について確認しておく（参照 p.17）
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）が途絶えることも想定し、対策を考えておく
- 長期の避難に備え、備蓄品の確認をしておく 本編2 p.77,84 資料16.24

〈ソフト面〉

- 臨時休園の基準や、津波発生時の対応を職員間で確認する
- こどもへの防災教育をする
- 津波避難先の建物の高さや避難した際の場所の確認をする
- 津波警報での避難訓練を行う
（送迎バス乗車時、保護者を含めた避難先での引き渡し訓練等、様々な状況での訓練）
- 避難の際、食物アレルギーのあるこどもや、配慮が必要なこどもの対応について、職員間で共有しておく

➡食物アレルギーのあるこどもの対応についてはp. 41に掲載しています
- 区役所等関係機関の災害対策を確認し、連携を十分に図っておく

【津波警報発表時の対応（応急期）】

- 警報が発表されたら、ただちに津波避難ビルなどの浸水しない安全な階（目安として3階以上）へ避難する
- 津波による浸水が始まったら、遠くへの避難はあきらめ、近くの建物の浸水しない安全な階（目安として3階以上）へ避難する
- 職員間で連携し役割分担のもと、声を掛け合い、落ち着いて行動する
- 常にこどもの人数を確認する
- 避難時は、火災予防のためブレーカーを落としておく
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も保育園で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 警報解除後は、被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する（業者が納品できない場合もある）

➡応急期経過後の対応については、p.28に掲載しています

～津波は何度も襲ってきます～

津波は、2波、3波と何度も繰り返し襲ってきます。第1波が最大であるとは限らないので、一度避難したら、津波警報・注意報が解除されるまでは決して海岸や河川に近づいてはいけません。

気象庁 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>



「南海トラフ地震臨時情報」について

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

情報名の後にキーワードが付記され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で情報発表されます。

南海トラフ地震 臨時情報

発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

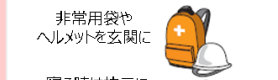
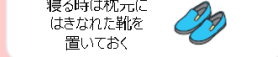
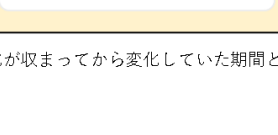
キーワード

調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

内閣府 防災情報のページより

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

以下の情報が発表された場合は、最新の情報に注意しながら保育を継続します。

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	・日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	・日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備   	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   
1週間(※)	・日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。  	
2週間	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

内閣府 防災情報のページより

内閣府 南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index.html>



気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html



（３）火災への対策

火災でもっとも恐ろしいのは、炎よりも煙です。火災が発生すると時間経過とともに燃え広がり、人命の危険も高まります。また、階段や通路に煙が充満すれば避難が困難になります。

火災が起きたら、すぐに子どもを避難させます。火災で発生した有毒ガスや高温の気体を吸い込むことで呼吸困難となるケースが多いため、煙の特性を理解して避難する必要があります。逃げ方のポイントは「早く逃げ始める」「煙を吸わない」「絶対に戻らない」です。タオル等で口や鼻を押さえ、低い姿勢で逃げましょう。一般的に地面に近いほど、新鮮な空気や視界が確保されます。

【事前の対応】

〈ハード面〉

- 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者による火災報知器の点検を実施する（年２回）
- 消火器の使用期限を確認する
- 避難経路が１つだけだと炎や煙で避難できなくなることもあるため、日ごろから２つ以上の避難経路を確認しておく
- ライフライン(電気、水道、ガス、通信等)が途絶えることも想定し対策を考えておく

「消防法」

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

「消防庁告示第９号」より（抜粋）

第三 点検の期間 消防機関へ通報する火災報知設備：６月

〈ソフト面〉

- 全職員が火災報知器、消火器の設置場所や使用方法、また、119番通報ができるように確認をしておく 本編2 p.68 資料6
 - 自施設や近隣で火災が発生した際、避難する場所を確認しておく
 - 火災発生直後、鎮火後、子どもの引き渡しをする場合等を想定して訓練しておく
（避難経路の確認及び火災における身を守るための避難訓練をする）
 - 避難の際、食物アレルギーのある子どもや、配慮が必要な子どもの対応について、職員間で共有しておく
- ➡食物アレルギーのある子どもの対応についてはp. 41に掲載しています
- 子どもへの防災教育をする

【火災発生時の対応】

- 第1発見者は、まず、「火事だ～！」と大きな声で周りの職員に知らせる
- 消防署へ通報（119番）する 本編2 p.68 資料6
- 知らせを受けた職員は、速やかに施設長及び他の職員に火災の発生を知らせる
- 第1発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める
(天井まで火が達したら、迷わず避難する)
- こどもを避難誘導し、常に人数を確認する
- エレベーターは使用しない
- いったん避難したら絶対に戻らない
- 出火元、火のまわり具合、煙、風向き等を考え、より安全な場所に避難する
- 地域住民、法人等関係機関へ連絡する

【火災発生後の対応】

- 火災における被害状況及び周辺の安全確認を行う
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の確認を行う
- 安全な場所まで避難した後で、保護者に連絡し、速やかにお迎えを要請する
- 火災における被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する

～煙について～

- ◆ 火事で発生する煙の速さは想像以上に速いです。

垂直方向に毎秒3～5m（1分間に180mから300m上昇する。人が階段を上がるより、はるかに速い）

水平方向に毎秒0.5～1m（同30mから60m拡散）

- ◆ 「白い煙」は薄い煙に見えますが、すでに有毒ガスを含んでいる場合があります。

炎を上げて燃えているときの「黒い煙」は、一酸化炭素などの有毒ガスを多く含み、中毒となることもあるため、特に危険な煙です。



(4) 落雷・竜巻への対策

竜巻や突風などは、現在の観測・予測技術では発生を事前に予測できない場合もあることから、発達した積乱雲が近づく兆し※があるときは、早めに避難しましょう。

※真っ黒い雲が近づく、雷鳴・雷光が現れる、ひんやりとした冷たい風が吹く、大粒の雨や雹（ひょう）が降るなど

【事前の対応】

- 屋外で活動する際は、天気予報に注意する
特に、「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する
- つむじ風、砂が舞い上がる等の事象が見られる時は、屋内に入る等職員間で確認しておく
- こどもへの防災教育をする

【雷発生時の対応】

雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は、速やかに屋内に避難する
(雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づき、雨が降っていなくても落雷はある)

《屋内》

- ◎窓際から離れ、できるだけ建物中心部に避難する
- ◎すべての電気機器、天井、壁から1 m以上離れる

《屋外》

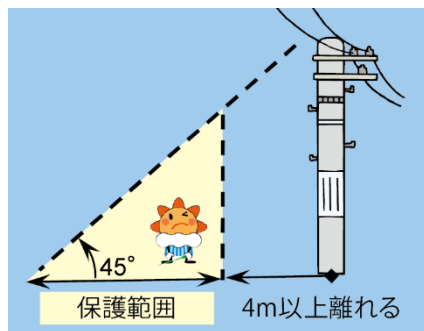
- ◎行事、園外活動の時も、天候の急変などの場合には、躊躇せず中止の判断を行う
- ◎丈夫な建物内に避難する
- ◎近くに避難する場所がない場合は、しゃがみこむ等できるだけ姿勢を低くする
- ◎木に落雷する可能性があるため、木の下での雨宿りはしない（4 m以上離れる）
- ◎雷が止んでから20分程度は落雷の危険があるため、安全な場所で待機する
- ◎気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する



～雷について～

雷は周囲より高いもののほど落ちやすいという特徴があり、グラウンド、平地等周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（「直撃雷」といいます）することがあり、直撃雷を受けると約 8 割の人が死亡します。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移ることがあります（「側撃雷」といいます）。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷が原因です。遠くで雷の音がしたら、すでに危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。

木や電柱から 4 m 以上離れましょう。下の図の三角の範囲内は、比較的危険は小さいですが、なるべく早く建物や自動車の中に避難しましょう。



マネキンを使った側撃雷の実験

（写真提供：電力中央研究所）

（冊子「雷から身を守るには」（日本大気電気学会編集）、気象庁ホームページより）

気象庁 ナウキャスト

雨雲の動き、雷活動度、竜巻発生確度を表します。

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>



【竜巻・突風等発生時の対応】

《屋内》

- ◎ 建物の最下階に移動する
- ◎ 転倒や移動のおそれのあるものを固定する
- ◎ 窓やカーテンを閉め、窓から離れる（大きなガラス窓の周辺は危険）
- ◎ 部屋の隅やドア、外壁から離れ、部屋の中心部に集まる
- ◎ 丈夫な机の下に入り、身を小さくして頭を守る
（机がない場合は、上着や荷物で頭を覆う）

《屋外》

- ◎ 屋根瓦などの飛散物に注意しながら、丈夫な建物に避難する（車庫やプレハブを避難場所にしない）
- ◎ 丈夫な構造物の物陰に入り、身を小さくする
- ◎ 橋や陸橋、高速道路の高架下は風速が増すため、近づかない
- ◎ 丈夫な建物がない場合やたどりつけない場合は、近くの側溝やくぼみにうつ伏せになり両腕で頭と首を抱えて守る
- ◎ 気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する

～竜巻について～

竜巻の移動速度は非常に速い場合があり、過去に発生した竜巻の中には、時速約90km（秒速25m）で移動したものもあります。

〔竜巻が身近に迫った時の特徴〕

- ◆ 雲の底から地上に伸びる
漏斗（ろうと）状や柱状の雲が現れる
- ◆ 飛散物が筒状に舞い上がる
- ◆ ゴーツという音がする
- ◆ 気圧の変化で耳に異常を感じる



竜巻の“ろうと雲” 平成 24 年 5 月 6 日 つくば市
（写真提供：吉澤健司氏、気象庁ホームページより）



2-2 こどもの保護者への引き渡し

本編2 p.83 資料22・23

災害時は、保護者と連絡が取れないことや、普段、送迎に来られない人が代理でお迎えに来る可能性があります。色々な状況を想定し、あらかじめ、迎えに来る可能性がある人を保護者から聞いておくなど、緊急時に対応できるようにしておくことが大切です。

いざという時のために、保護者には常に新しい連絡先を登録するよう、協力を求めています。

なお、保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断することが重要です。

具体的な引き渡しの方法については、施設で作成する防災マニュアルに記載するとともに、事前に保護者へ周知し、共有しておいてください。

【引き渡しの方法（例）】

- ① 事前に「引き渡しカード」等を作成しておき、災害時に迎えに来ることができる保護者等を把握しておく。
- ② 引き渡し時に、カードに保護者の名前・こどもの続柄等を記載してもらい、職員はカードに引き渡し日時・対応職員名等を記載する。
- ③ 配慮が必要なこどもに関する緊急時薬や物品等は、引き渡し時に確認し、手渡す。
- ④ 可能な限り保護者または緊急時の代理人に引き渡す。

届け出た代理人以外が引き取りに来た場合は、保護者に確認を取り、担当職員と施設長など、複数の職員による立会いのもと引き渡す。状況によっては、引き渡さないことも視野に入れて判断する。



3 事後の対応（立て直す）

3-1 保育の再開に向けて

こどもが安心して遊び、みんなで一緒に育つ場所として、また保護者の就労を保障するためにも速やかに保育を再開します。保育の再開にあたっては、こどもと職員の安全と安心を守るために「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン」の保育再開基準に基づき、保育所等では具体的な確認を行うことが大切です。（参照 本編 1 p.3）

「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン（令和 8 年 6 月改定（補記））」

（参照 本編 1 P.3）

施設に被害があり、一部使用できない箇所がある、交通機関の運休等により出勤できない職員がいるなどで通常保育を行うことができない場合であっても、原則、臨時休園した翌日（翌日が日曜日、祝日の場合は翌開園日）は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。

（1）主な確認事項

災害時には、まずこどもと職員の被害状況を確認することが大切です。また、安全な保育を再開するため、事前に災害発生時の被害状況を把握するためのチェックリストを作成しておき、臨時休園後はそのチェックリストを基に、法人等関係機関と調整を行い、保育の再開を判断します。

こどもの被害状況を把握する

本編2 p.74~75 資料14

- こどもの安否及び状況確認
- 家庭の被害状況の確認
- 自宅以外への避難や転出等がある場合は、その都度連絡することを事前に伝えておく

職員の被害状況を把握する

- 職員の安否及び状況確認
- 家庭の被害状況の確認

建物周囲や建物全体を確認する

建物内部を確認する

ライフラインの確認（電気・水道・ガス・交通機関等）をする

職員体制を確認する

給食の提供が可能かどうかを判断する

（職員体制・食材の確保状況等によっては、一時的な弁当持参等の検討）

（2）法人との連絡調整

- （1）の状況報告を行う
- 保育の再開に向けて設備・場所・時期等について調整を行う

（３）行政機関への報告

「児童福祉施設等災害時情報共有システム」で報告する

「児童福祉施設等災害時情報共有システム（以下「国システム」という。）」より「被災状況報告指示」が発せられた場合は、国システムから、国システムに登録されている各施設・事業所のメールアドレス宛にメールが送信されるため、メール本文に記載の URL よりアクセスし、定められた期間内に被災状況を報告してください。

被害がない場合でも、被害がないことを報告してください。

「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン（令和８年６月改定（補記あり）」

（参照 本編 1 p.4）

災害後は、市と連絡がとれなくなることも想定される。その場合においては、市からの指示や協議を待たずとも、児童や職員の安全確保を最優先に考えて、保育所等の防災マニュアルに基づき、対応を判断すること。

（４）応急保育

応急保育とは、被災してから通常保育に戻るまでのことをいいます。以下のガイドラインの内容を基本として、具体的な対応と配慮事項をもって応急保育の対応を行います。

「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン（令和８年６月改定（補記あり）」

（参照 本編 1 p.1）

災害時においても、特に医療関係者や災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者の児童については、保育を行う必要があるため、全ての保育所等が使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも速やかに児童を受け入れることとし、災害時の応急保育に対応する。

なお、建物に甚大な被害があった場合など、保育の継続が困難になった場合は、大阪市こども青少年局と協議のもと、代替場所を確保するなど、公立保育所と民間保育所等が相まって保育の確保に努めることとする。

＝ 応急保育における具体的な対応 ＝

- 保育が必要なこどもの人数及び状況を把握する
- 保育環境を整備する
- 出勤状況に応じた一時的な職員組織体制をとる
- 状況により分散保育または、短縮保育とする

（５）具体的な配慮事項

- 保育用品を確保する
- 保育活動を工夫する（コーナーを設ける、明るい掲示物を取り入れる等）
- 安全な遊び場を確保する（危険箇所は立ち入りや使用できないようにする等）
- 保護者からの相談を受ける（参照 p.33）
- 安全な食事を提供する（参照 p.36）
- 特に地震の場合は、余震に対してすぐに避難できるように備える 等

～ 東日本大震災における保育再開を望む声 ～

被災した後、被災者の多くが家や仕事を失い避難所生活をする事になり、一時的に保育を必要とする要件が無くなるようにみえますが、家族や親戚の搜索、被災した家の片付けに追われることや、おとなに余裕がなくなり、こどもたちに目が向かなくなる等がみられました。こどもたちが安心して大きな声を出して笑い、遊ぶことができる場所を確保するためにも、保育の早期再開を望まれました。

参考：「東日本大震災発生時の対応に学び、災害に備える」
大阪市私立保育園連盟研修会（2019 年 11 月）

3-2 こどもと保育者の心のケア

こどももおとなも、大きな災害に遭遇し、強い恐怖などの心的ストレスを受けた場合、不安や不眠などといったストレス反応が現れることがあります。こうした反応は誰にでも起こりうるものであり、時間の経過とともに解消されるといわれていますが、その状況が長引くと日常生活に支障をきたすことがあります。

ここでは、災害におけるこどもと、支援者となる保育者の心のケアについて、主な事例を掲載しています。平時より研修等に積極的に参加し、災害による反応や心のケアについて正しい知識をもっておくことが大切です。

(1) こどもの心身の反応

こどもが災害を体験することは、自分の身に何が起こっているのかを理解する力や感情を表現する力が十分ではないために、様々な心身の反応が現れます。

正しい知識を持ち、適切な対応をするため、反応の特徴を理解しておくことが大切です。



= こどもにみられる反応の特徴 =

心の反応	一人でいることを怖がる、怒りっぽい、いらいらする、急に興奮する、自分を責める、ぼーっとしている、無気力な姿がある 等
身体の反応	発熱、食欲がない、頭痛、腹痛、吐き気、下痢、頻尿、おもらし、おねしょ、眠れない、夜泣き、怖い夢を見る、チック、喘息やアトピーなどの症状が強まる 等
行動の反応	落ち着きがない、あかちゃん返り、甘えが強くなる、おしゃべりになる、口数が減る、表情が少なくなる、泣くことができない、聞き分けがなくなる、怒りやすい、突然暴れる、頑張りすぎる、良いこどもになりすぎる 等



これらの反応は、こどもによって災害直後すぐに出てくることもあれば、時間が経って、生活が落ち着いてから出てくることもあります。

また、「身体の反応」は、疾患による症状の場合もあります。

こどもの反応をしっかり受け止め、注意深く見守り対応していくことが大切です。

（２）災害時のこどもへの対応

＝災害直後のこどもへの対応＝

災害直後は周囲の急激な変化に対応することが困難であることから、信頼しているおとながそばにいないと不安になったり心細さを感じたりします。周囲のおとなが落ち着いて、こどもの気持ちを受け止め、安全を確保し安心できる「環境」を整える必要があります。

《こどもへの具体的な対応》

◎ こどもを安心させてあげましょう

- ・ 普段の生活リズムをできるだけ崩さない工夫をする
- ・ わかりやすい言葉で事実を話し、不安を与えずに安心感を与える
- ・ こどもと離れる時は、いつまでに戻るかを伝える



◎ 話をじっくりと聞いてあげましょう

- ・ 可能な限り、こどものそばにいて話をよく聴き、抱きしめてあげる
- ・ 不安・恐怖・悲しみ等は当然なことと伝える
- ・ こどもは気持ちをうまく話すことができないため、周りのおとなが気持ちを受け止めながら、代弁（悲しいね、イライラしているのかな？等）する

◎ こどもが活動できる場を確保しましょう

- ・ 災害時でも「安全」を確保し、短い時間でも子どもが遊べる空間を確保する
遊びを通して友だちや保育者と楽しく過ごすことは、不安を和らげ、心の回復につながる
- ・ お絵かき遊び等の時間を確保する
自由に気持ちを表現することは、「出来事」を心の中で整理する助けになる
- ・ こどもの負担にならない程度の手伝いや役割（当番活動等）をつくる
褒められて、役に立っているという気持ちは心の回復につながる

～ 災害直後の遊びの工夫例 ～



しっぽ取り遊び

体を動かすことは、恐怖心を忘れることにもつながります。



ビニールを吹き上げる遊び

思いっきり息を吐く遊びは、心のリラククスにもつながります。

～ 東日本大震災での災害直後のこどもたちの姿 ～

- ◆ ほとんどの施設で3歳未満児が午睡中であり、目が覚めた際、何が起こったか理解できない状況であった。年長児の中には泣き出すこどももいた。
- ◆ 余震が続くたびにテーブル下に避難したが、保育者になるべく落ち着いた声で不安にさせないよう努めながら、いつもの避難訓練と同じように誘導したことで落ち着いていた。
- ◆ 避難場所で食べ物が無くても、じっと押し黙って耐え、おとなや周囲の様子を感じとっていた。

参考：「東日本大震災発生時の対応に学び、災害に備える」
大阪市私立保育園連盟研修会(2019年11月)

＝ 保育再開後のこどもへの対応 ＝

災害直後を過ぎてからも、こどもは様々な心と身体のストレス反応を訴えることがあります。こどもの訴えを受け止め、安心感を与えることで多くの場合はそれらの反応がなくなっていきますが、こどもの様子を見守る中で、気になる様子等がある場合には、適切な支援を行うために専門機関や医療機関等と連携することも重要です。

《こどもへの具体的な対応》

- ◎ こどもたちの様子に変化（ストレス反応）がないか、観察を続ける。
- ◎ 災害後は意識的に保護者とコミュニケーションをとって、ストレス反応の兆候を見逃さないようにする。
- ◎ ストレス反応が1ヶ月以上続くようなら、保護者と話し合い、カウンセラー等の専門家に相談をする。



保護者自身も心身共に大きなダメージを受けている場合が、少なくありません。こどもの様子を伝える際には、保護者の不安にも寄り添い、丁寧に聴きながら家庭と施設がこどもの育ちを支えて行く必要があります。



～ 災害後にみられる子どもたちの遊びについて ～

災害直後を過ぎてしばらくすると、「津波」や「地震」などの「災害ごっこ」といった遊びを繰り返し行う子どもがいます。このような遊びを通して、子どもは、起きた「出来事」をなんとか理解しようと努力しているものと考えられています。おとなのように誰かに語り、気持ちを整理し乗り越えることができません。子どもは、脳の発達により体験や感情を言語化することができないため、これらの遊びは、自らを表現する最も自然な言語であるとともに、災害後にこそ力を発揮する非常に大切なことで、大きな治癒力を持った活動です。遊びやそれに伴う会話を通じて、さまざまな感情や考えを表現し、少しずつ心の安定を取り戻していくことを、周りのおとなが理解して対応していくことが大切です。そのための具体的なポイントを次に示しています。

【具体的な対応のポイント】

- ◇ 基本的には遊びをやめさせず、共感と受容で、見守り関わっていきましょう。
 - ・「津波が来て怖かったよね」「びっくりしたよね」などと子どもの気持ちを受け止める
 - ・建物に見立てたおもちゃ等を壊した時には、「元にもどるよ」「またきれいに戻ったね」
等と声を掛けながら関わる
- ◇ 危ないときや危険な行為に及びそうな場合は止めましょう。
- ◇ やりたがらない子どもや怖がっている子ども、または無関心で平気に見えるような子どもにも目を配ることを心がけましょう。

【東日本大震災での災害直後をすぎたからの子どもたちの姿】

津波からの避難が怖い体験として残っている子どもが、人形や車を使って追われているものから逃げる遊びをして、「追いつかれて逃げきれない」という遊びをすることがありました。これは「怖かった！逃げ切れないかもしれないと思って恐ろしかったんだ！」という気持ちを表現しており、この表現をすること自体大切です。そして、何度もこの遊びをするうちに、逃げ切れないという時に消防車が助けに来てくれる、みんなが安全な建物の中に逃げ切る、といった変化が現れてきます。

このような遊びは癒しをもたらす、子どもは自分の安全感を自分の力で創り出した達成感、怖かった気持ちを表現しきった解放感を得ることができるといわれています。

参考：災害後の子どものこころのケア：宮城県

災害後の遊びを通した子どもの心のケア：ユニセフ

（３）保育者の心のケア

こどもを守る立場の保育者も被災者である場合が多く、長期にわたり、災害時に保育を行うことは、極度の緊張感や責任感を持ち続けることとなります。

こどもの心のケアは、周りにいるおとながまず精神的に安定していることが大切であるため、直接関わる保育者の心のケアも重要です。

《災害時にこころがけておきたいこと ～基本的な対応～》

- ◎ 管理者は、職員の被災状況及び健康状況を把握する
- ◎ 十分な睡眠・食事・水分を意識的にとる
- ◎ 休息をこまめに取り、休めるときは休む
- ◎ 1日1回はリラックスタイムを設ける
- ◎ 保育者自身の心身の健康管理に努める
- ◎ 心配や不安を感じたら上司や同僚と話し合い、自分の体験や感情を分かち合う
- ◎ 平時から施設内研修等で災害時の心のケアを学んでおく



こんな時は、心身を休ませて、専門家に相談をしましょう

- ・ ストレスを強く感じる
- ・ 災害や救難に関連した光景が、突然よみがえり不快となる
- ・ 集中力や記憶力が低下したと感じる
- ・ 簡単なミスが増えてきた 等



～ 東日本及び熊本大震災における災害後の保育者の声 ～

- ◆ 保育の再開に不安な中、登園時に泣いてくるこどもが多かった。
- ◆ こどもの行動に変化があり、保育者はこどもの言動や心情が地震の影響をどのように受けているのか理解に戸惑い、どのような支援が適切なかが、わからなかった。
- ◆ 自分たちも被災者であり、仕事中は気を張っているつもりではあったが、心身のバランスを崩しそうになり、自己嫌悪に陥った。
- ◆ 家のことが心配だが、仕事に行かなくてはいけない、気持ちの切替えが難しいところがあった。
- ◆ 地震後保育園が再開され、しばらくは緊張と保育時間以外の仕事にも追われ、心も体も疲れ切った。

参考：「震災後における保育者のストレスについて」
東京未来大学研究紀要（2019年3月）

4 災害時の給食管理

保護者が子どもを迎えに来られない状況や避難生活が長期化することも想定され、食事を通して子どもや職員の健康を守ることが重要となります。

日頃から、「災害時の食の備え」について、全職員で情報を共有し、体制を整えておきます。

= 事前セルフチェック =

施設の危機管理体制について点検してみましょう。

	項 目	チェック欄	ページ
連絡・指示体制	1 災害時等の指示系統、配置体制、役割分担等を明確にしている。		37
	2 緊急連絡網を作成し、全職員に周知している。		
	3 納入業者、ライフライン等の連絡先一覧表を作成している。		
食事提供マニュアル	4 食事提供に関する災害対応マニュアルがある。		—
	マニュアルに次の内容が記載されている。		
	◎連絡体制		37
	◎初期対応		
	◎食事の提供		38
	◎衛生管理		42
	5 外部との連携体制が整っている。		43
	6 マニュアルの内容を施設全体で共有する。		—
	7 マニュアルについて、検討する場がある。		—
備蓄	8 必要に応じて、マニュアルの見直しをしている。		—
	9 災害時の食事提供を想定した備蓄をしている。		38
	次の物資を備蓄している。		
	◎水		38
	◎食品		
	◎食器・食具・器具		39
	◎熱源		
アレルギー対応	10 備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している。		40
	11 備蓄物資の利用について、施設内で共有している。		—
	12 アレルギー対応児用のワッペン等を準備している。		41
訓練・研修	13 日頃からアレルギーに関する情報を共有している。		
	14 アレルギー用食品を備蓄している。		
	15 災害時の食事提供を想定した訓練や研修を行っている。		43
	◎給食関係者で訓練や研修を行っている。		—
	◎施設全体（子どもも含めて）で訓練や研修を行っている。		—
	◎地域や外部関係者を含めた訓練や研修を行っている。		—

(1) 組織体制

① 関係機関との連絡体制

- 緊急連絡網を作成し、全職員に周知しておく 本編 2 p.66 資料 4
迅速な連絡方法として、メッセージアプリのグループ作成も有効です。
給食を委託している場合は、委託側にも周知が必要です。また、代行保証先が、災害時に対応可能かを確認しておきます。
- 災害時等に混乱しないために、給食提供について決定する責任者を明記しておく
- 発生時と発生後の職員の指示系統、役割分担を明確にしておく
- 食材料の納入業者やライフライン寸断時の連絡先一覧を作成しておく
取引業者、行政機関、医療機関、
ライフライン（電気、ガス、水道等）

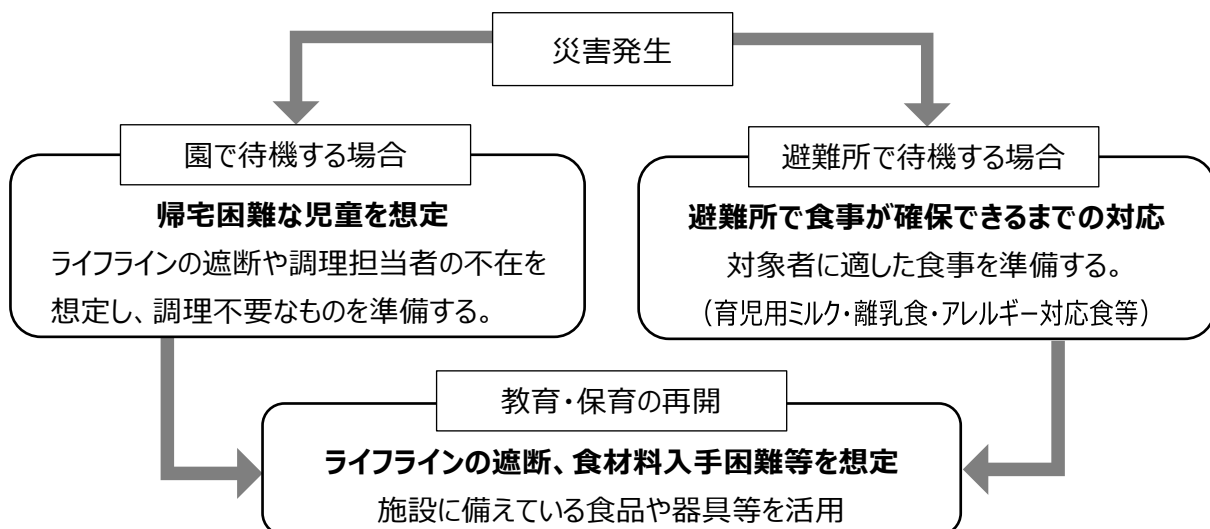


変更が生じた場合は、その都度更新しましょう。

② 初期対応

災害発生時の食事提供について、フローチャートにまとめておきます。 本編 2 p.84 資料 24

- ◇ 被災状況の把握
- ◇ 被災状況に応じた食事提供方法の決定
- ◇ 提供食数の把握と献立の決定



(2) 食事の提供

大規模な災害の場合には、電気、ガス、水道等のライフラインが遮断され、道路が寸断されることも予想されるため、災害発生時の状況に合わせて対応できるように備えておきます。

① 備蓄食品・物品

災害発生直後は、外部から食料品の確保が難しいことが予想されます。

日頃から水や食品等を備蓄し、リストを作成しておきます。

※品目、量、保管場所、賞味期限・購入日等を記載しておく管理がしやすい。



(参照 p.8 備蓄量について)

=食品=

本編 2 p.85 資料 25

【選ぶポイント】

- 加熱等の調理の必要がなく、開封してそのまま食べられるもの
- 食具を使わずに食べられるもの
- 個包装のもの
- 食べ慣れているもの
- 普段使いの常温保存できる食品（乾麺や缶詰、調味料、レトルトなど）
- 長期保存ができる食品
- 飲用・調理用の水



【種類】

育児用ミルク（粉、液体）やフォローアップミルク、調乳用の水、離乳食（レトルト、びん、フリーズドライ等）干菓子、アレルギー用食品等

【量】

緊急時の対応として、そのまま食べられる非常食（干菓子、飯類、パンの缶詰、ジュース等）として、1人あたり少なくとも1食（食事＋おやつ）程度が望ましい。

入所児数・職員数、被害状況を想定のうえ、保管場所や立地（災害時等に外部から物資の搬入がしやすいか否か）等も考慮する。

(参照 p.8 備蓄量について)



ローリングストック法

賞味期限を確認し、普段の給食に使用しながら入れ替えるようにしましょう。

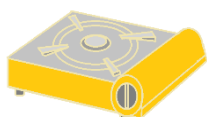


=物品=

本編 2 p.86 資料 26

【熱源】

カセットコンロ、缶入り燃料、マッチ、ライター、多目的ライター（点火棒）



【調理器具】

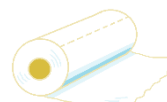
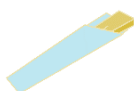
鍋、フライパン ※フッ素加工があると、拭くだけで汚れが落ちるため便利です。

キッチンばさみ



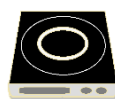
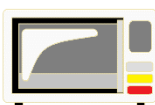
【生活用品】

使い捨て食器・食具（紙皿、紙コップ、割りばし等）、ポリ袋、キッチンラップ、アルミホイル、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、除菌スプレー等



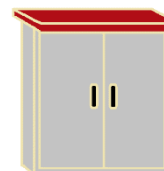
電気が復旧したら…

電子レンジ、IH 調理器具、電気鍋、ホットプレートなどがあると便利です。



=保管場所=

1 か所に保管すると、備蓄倉庫の破損により取り出せなくなる場合があります。屋外に倉庫を設置する、水害を想定した浸水被害を受けない場所を選ぶ等、分散して備蓄しておきます。



- 外部から物資の搬入が得やすいか、保管場所の耐荷重は適切であるかについても考慮する
- 備蓄されている場所が施設内のどこにあるのかを図で示し、全職員に周知する施設の立地条件、想定される被災状況等を考え、望ましい保管場所を検討します。

災害時の調乳の注意点



◆ 調乳用水の確保

調乳用の水には飲用水（井戸水は使用不可）が必要です。

硬度（ミネラル）が高い場合、腎臓に負担がかかり消化不良を引き起こす恐れがあるため、硬度の低い軟水が望ましく、水道水が使用できない場合は、硬度の低いミネラルウォーターを使用します。また、給水車による汲み置きの水は、できるだけ当日給水のものを使用します。

◆ 使い捨て哺乳瓶や乳首の利用

災害時には、哺乳瓶や乳首を洗浄及び消毒ができない状況もあります。

その際、使い捨て哺乳瓶や乳首を災害備蓄用に準備しておくことが有効です。

ただし、一度使用したものは廃棄します。

※災害時の備えとして、乳児用液体ミルクを活用することも可能です。



定期的に点検し、抜けているものはないか、器具等の故障や不具合はないかをチェックしましょう。

② 非常時用献立の作成

備蓄食品等を組み合わせ、1食ごとの献立表を作成しておきます。

また、ライフライン遮断の状況別に作成しておく活用しやすいです。

- 災害発生時にも対応可能な範囲で、対象者に応じた献立を作成しておく
（進行別の離乳食、乳幼児食、アレルギー対応食、職員食等）
- 調理担当以外の職員でも食事を提供できるように、献立の内容や作り方、配膳方法をまとめ、全職員で共有しておく
- 1人あたりの栄養量を事前に確認しておく

非常時用献立		
献立名	食品名	調理法

配膳方法	
クラス	配膳担当者



◆ 災害時は体調を崩しやすいため、栄養量が確保できるように、主食・副食を組み合わせましょう。

◆ 訓練等で、事前に想定した提供数・作り方等で予定どおりに提供できるかを確認しておきましょう。

③ 非常持ち出し品

避難する人数と避難先の状況を想定して、必要な物品をリュックサック等に常備し、出入り口近く等のすぐに取り出せる場所に保管し、いつでも持ち出せるようにしておきます。



アレルギー対応がある場合は、必要なものを確認し、リストを作成しておく管理がしやすくなります。

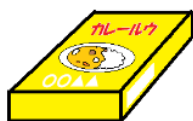
本編 2 p.76 資料 15

食物アレルギーのあるこどもへの対応

災害時においても、食物アレルギー対応食を提供することが必要です。個別の対応は困難であるため、全員食べることができる献立内容を事前に考え、備蓄食品を準備しておくなど、緊急時にも対応できるよう備えておきましょう。

食物アレルギーがある場合の注意点

- ◆加工食品のアレルギー表示を確認する
- ◆調理（炊き出し）時や支援物資等を提供する場合は、原因食品が使用されていないかを確認する
- ◆食物アレルギー対応が必要であると一目でわかるように、児童用のワッペン等も準備しておく
- ◆誤食した場合やアレルギー症状が出た場合の緊急時薬などを持ち出せるように準備しておく



品名	カレールウ	原材料	〇〇/△△/□□
内容量	〇〇g	栄養成分表示（100gあたり）	
賞味期限	〇〇年△月	エネルギー	〇〇Kcal
製造番号	ER28	たんぱく質	●g 脂質△g
販売元	〇〇▲▲(株)	炭水化物	〇g 食塩相当量▲g

参 考

特定教育・保育施設等における「食」のマニュアル（令和3年6月改訂）にも危機管理（資料集含む）として掲載しています。（「食」のマニュアル P.47～52 資料集9～11）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000309034.html>



(3) 衛生管理

災害時は、電気・ガス・水等の確保が難しくなるため、食中毒が発生しやすい状況になります。

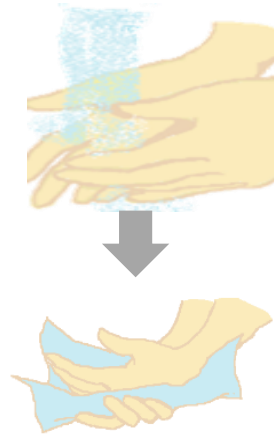
食中毒を予防するため、食品の保管、手洗いや調理等の適切な方法を検討し、手順を確認しておきます。

① 食品の保管

- 水や食品の保管状態・温度に注意して、管理する
- 電気が途絶えた場合は、冷蔵庫内の食品から速やかに使用する

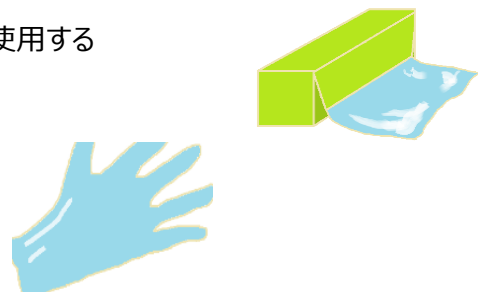
② 手洗い

- 食事前やトイレ後は、必ず手を洗い、汚れや細菌等を洗い流す
- 清潔な水が十分に確保できない場合は、ウェットティッシュやおしぼり等で汚れをよく落とし、アルコールをすり込む



③ 調理

- 職員の健康状態に注意する。下痢や吐き気がある等体調が悪い場合は、担当しない
- 作業前に丁寧に手洗いし、消毒をする
- 食品の消費期限を確認し、先に届いたものから使用する（先入れ先出し）
- 食べ物は、できるだけ加熱して食べる
- 食品の中心部まで十分に加熱する
- 加熱後に加工するサラダや和えもの等は避ける
- 事前に一口大に切っておく等、加熱後に加工しなくていいようにする
- できあがったものは、清潔な容器に詰める
- 食品は素手で触らず、使い捨て手袋やラップを使用する
- 食べ残したものは、処分する



（４）発災後の外部との連携

災害の規模によっては、自施設だけでの対応が困難な場合もあります。

日頃から、地域の災害対策や体制を確認し、外部の連携先を明確にし、必要時には支援を要請できるようにしておきます。

- 災害時の支援について、施設で締結されている委託契約や支援協定等があれば、あらかじめ内容を把握しておく
 - 緊急時に食料品や関係物資を入手できる可能性のある給食業者やコンビニエンスストア、製造拠点等を複数有する弁当総菜店、スーパーマーケット等の所在地を把握しておく。
- ※各店舗の取扱い物品等を確認しておく、平常時の業務にも役立つ。



（５）再開

ライフラインが復旧し、食材料の調達が可能になれば給食を再開することになります。

食事提供に関する職員体制、ライフラインの復旧状況、調理室の安全確保、食品の確保等、再開にあたっての基準を施設で設けておきます。

特に、衛生面の設備、アレルギー対応の体制については、十分な確保・確認が必要です。



（６）訓練等

施設の避難訓練に合わせて、備蓄食品の提供もシミュレーションしておきます。



こどもは、災害時であっても食べたくないものは食べてくれません。

備蓄食品の入れ替えで消費する際に、通常の給食に取り入れて消費するのではなく、災害時等に提供する予定の献立で給食を実施し、確認することが重要です。

参 考

給食施設における災害時等の食事提供に関する手引き（大阪市保健所管理課 令和８年３月改訂）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000524671.html#a>



(7) フェーズによる食事提供

災害発生時に時系列で的確な対応をするために、参考となる表です。

フェーズ	0 概ね発災後24時間以内 初動体制の確立	1 概ね発災後72時間以内 緊急対策	2 4日目～1ヶ月頃 応急対策	3 1ヶ月以降 復旧・復興対策
あるべき姿 (栄養・食生活)	利用者が被災時でも水と食物を摂取できる(食料確保)	利用者が必要なエネルギーを確保できる	利用者に応じた適切なエネルギー及び栄養量の確保ができる 温かい食事や多様な食事ができる	
想定される状況	○ライフラインの寸断 ○設備の破損 ○調理従事者の人員不足 ○非常事態時における食事提供 ○物資(食材)の搬入の停止 ○通信手段の不通(外部との連絡不能) ○衛生状態の問題	○破損設備の修繕 ○物資や人員の要請(関係法人、受託給食等)	○ライフライン復旧(一部) ○必要に応じて救援物資等による食事提供 ○健康状態悪化の問題(便秘、下痢、口内炎、微量栄養素摂取量不足等)	○厨房設備復旧 ○食事提供再開(一部変更) ○通常の発注、納品再開(一部) ○(栄養素摂取量不足、欠乏症、慢性疾患の悪化)
状況把握	被災情報の収集及び発信(厨房設備、コンピュータシステム、電話、ライフライン等)	復旧状況の把握(厨房設備、コンピュータシステム、電話、ライフライン等)		
食事提供	○給食業務の可否判断 ○食事提供への対応 ○食事提供に必要な人材確保 ○備蓄状況の把握 ○備蓄食品を利用した食事の提供(冷蔵庫・冷凍庫・在庫食品を優先的に使用) ※非常時用献立に移行 ○食料確保と不足食材調達(受託給食会社と連携) ○利用者の把握(性別、年齢構成、疾病状況、アレルギー状況等、食事提供に必要な情報の把握と対応) ○食中毒、感染症対策 ○他施設との連携(支援要請) ○配膳車等運搬手段確認、食事場所確保	○食事提供に必要な人材整備 ○適温給食への配慮 ○不足材料等の要請	○提供食の栄養量評価 ○健康状況の把握と対応	災害時マニュアルの評価

フェーズ…「局面」「段階」を意味します。

参 考

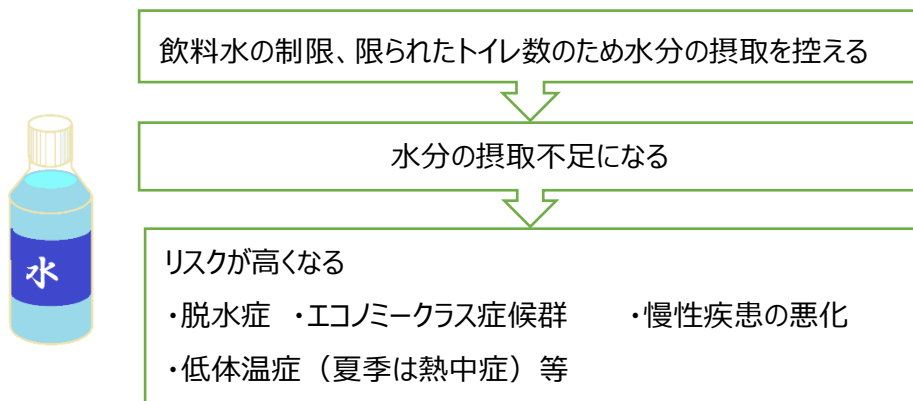
災害発生に伴う栄養・健康問題

災害時には、水分や食事が制限され、偏った食生活を強いられ、この状況が長期化すると、様々な栄養・健康問題が生じます。

災害発生により食事が制限されることによる水分不足やビタミン・ミネラル・食物繊維不足、また、便秘のリスクも高くなります。

適度な水分と栄養のある食品の補給を可能な範囲で進めましょう。

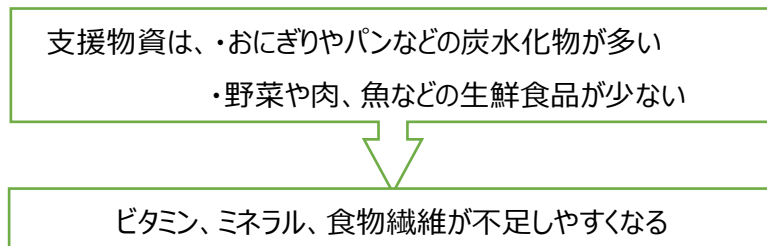
= 飲料水の不足 =



自覚している以上に水分摂取量が減少します。

積極的に水分をとること、水分の摂取を抑えないことが大切です。

= 炭水化物が主となる =



野菜や果物の摂取が難しい場合は、以下の食品からもビタミン等を摂取できます。

- ◇果実や野菜のジュース
- ◇麦や強化米・雑穀…白米と一緒に炊く、分つき米
- ◇ビタミンやミネラルの強化食品
- ◇栄養素を調整した食品
- ◇栄養ドリンクや栄養機能食品

等



赤ちゃん防災プロジェクト 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き
【公益社団法人日本栄養士会 日本栄養士会災害チーム】より引用

【参考文献】

- * 大阪市こども青少年局
「大阪市立保育所(公設置公営)における防災に関する基本的な考え方及びマニュアル作成の手引き」
- * 内閣府「防災情報のページ」
- * 経済産業省 TEAM 防災ジャパン「想定外から子どもを守る保育施設のための防災ハンドブック」
- * 地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)「政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会『長期評価による地震発生確率値の更新について』」
- * 気象庁「『南海トラフ地震臨時情報』と『南海トラフ地震 地域「防災・減災」シンポジウム 2019」
- * 気象庁「リーフレット『その震度 どんなゆれ?』」
- * 気象庁「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」
- * 気象庁「ナウキャスト」
- * 気象庁「冊子「雷から身を守るには」(日本大気電気学会編集)」
- * 大阪市危機管理室「市民防災マニュアル」
- * 大阪市危機管理室「大阪市水害ハザードマップ」
- * 大阪市危機管理室「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」
- * 大阪市危機管理室「水害のおそれがあるときの避難情報の発令対象区域」
- * 大阪市健康福祉局「災害時メンタルヘルス支援マニュアル(担当職員用)」
- * 大阪市消防局「火災における避難方法」
- * 大阪市消防局「火災が起きたら」
- * 大阪市保健所管理課「給食施設における災害時等の食事提供に関する手引き」
- * 京都市消防局「火災から命を守る避難の指針」
- * 西東京市「西東京市保育園防災マニュアル」
- * 全国保育協議会「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ」
- * 全国保育士会「東日本大震災被災地における子どもの育ち事例集」
- * 京都府「災害時等の給食提供に関するガイドライン」
- * 阪南ブロック栄養士研究会大阪府泉佐野保健所「保育所・認定こども園災害時食事提供ステップアップガイド」
- * 文部科学省「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」
- * 高知県教育委員会「保育所・幼稚園等防災マニュアル作成の手引き」
- * 新潟市「新潟市保育園防災マニュアル」
- * 公益社団法人京都市保育園連盟「保育園防災マニュアルひな型」
- * 町田市「町田市認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドライン」
- * 志木市「志木市内保育施設等の災害時における臨時休園等のガイドライン」
- * 大月町「一般災害対策編 災害応急対策計画(別添)」
- * 宮城県「災害後のこころのケア」
- * 東京都福祉保健局「災害時の『こころのケア』の手引き」
- * 厚労省「子どものメンタルヘルスリスク軽減のための災害マネージメント」
- * 大阪市私立保育園連盟研修会「「東日本大震災」発生時の対応に学び災害に備える」
- * 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構「私立幼稚園における震災対応ハンドブック」
- * 東京未来大学研究紀要「原著:震災後における保育者のストレスについて」

